

一般財団法人函館市住宅都市施設公社行動計画

令和4年4月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2 内容

目標1 職員の所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定する。

実施期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

取組内容

- ・自己の業務の見直しや改善を促し、効率的な業務遂行に務める。
- ・水曜日、給与支給日、期末勤勉手当支給日をノー残業デーに設定する。

目標2 年次有給休暇の取得率を一人あたり50%以上とする。

実施期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

取組内容

- ・年1回、リフレッシュ休暇と年次休暇を組み合わせた1間程度の長期休暇の取得を推進する。

目標3 育児・介護休業法及び子育て支援に係る制度の利用促進に向けての周知・徹底を図る。

実施期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

取組内容

- ・育児休暇・介護休暇の周知と徹底と利用促進を図る。

目標4 管理職に占める女性労働者の割合を30%以上とする。

実施期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

取組内容

- ・部長職と課長職への昇格の状況を経営会議での議題とする。